

平成 18 年 2 月 23 日

各 位

会社名 小林産業株式会社
代表者名 取締役社長 水垣 浩
(コード番号: 8077 大証第1部)
問合せ先 常務取締役 川原 俊明
(TEL: 06 - 6535 - 3690)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 18 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び株式売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行価格	1 株につき金	372 円
(2) 発行価格の総額		金 1,488,000,000 円
(3) 発行価額	1 株につき金	350.88 円
(4) 発行価額の総額		金 1,403,520,000 円
(5) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき金	174.88 円
(6) 申込期間	平成 18 年 2 月 24 日（金）～平成 18 年 2 月 28 日（火）	
(7) 払込期日	平成 18 年 3 月 3 日（金）	

(注) 引受人は発行価額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1) 売出価格	1 株につき金	372 円
(2) 売出価格の総額		金 744,000,000 円
(3) 引受価額	1 株につき金	350.88 円
(4) 引受価額の総額		金 701,760,000 円
(5) 申込期間	平成 18 年 2 月 24 日（金）～平成 18 年 2 月 28 日（火）	
(6) 受渡期日	平成 18 年 3 月 6 日（月）	

(注) 引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格にて売出しを行います。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し） <後記【ご参考】2.を参照のこと。>

(1) 売出株式数		600,000 株
(2) 売出価格	1 株につき金	372 円
(3) 売出価格の総額		金 223,200,000 円
(4) 申込期間	平成 18 年 2 月 24 日（金）～平成 18 年 2 月 28 日（火）	
(5) 受渡期日	平成 18 年 3 月 6 日（月）	

4. 第三者割当による新株式発行 <後記【ご参考】2.を参照のこと。>

(1) 発行価額	1 株につき金	350.88 円
(2) 発行価額の総額（上限）		金 210,528,000 円
(3) 発行価額中資本に組入れない額	1 株につき金	174.88 円
(4) 申込期間（申込期日）	平成 18 年 3 月 23 日（木）	
(5) 払込期日	平成 18 年 3 月 23 日（木）	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成18年2月23日(木)	384円
(2) ディスカウント率	3.13%	

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集(以下「一般募集」という。)及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、これらとは別に、その需要状況を勘案した結果、当該一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式600,000株の売出しであります。

これに関連して、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年2月14日(火)開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成18年3月23日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、平成18年3月1日(水)から平成18年3月20日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(600,000株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、みずほインベスターズ証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,601,548千円については、設備資金に1,000,000千円その他残額については、財務体質の強化を図るため借入金返済資金に充当する予定であります。

設備投資につきましては、北関東支店の移転に伴う土地・建物の購入等に充当する予定であります。支店の移転先等計画の詳細が確定するまでの間は、事業機会を捉えた設備投資の機動的な実施に備える資金として、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

なお、設備計画の詳細につきましては、平成18年2月14日に公表いたしました「新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。